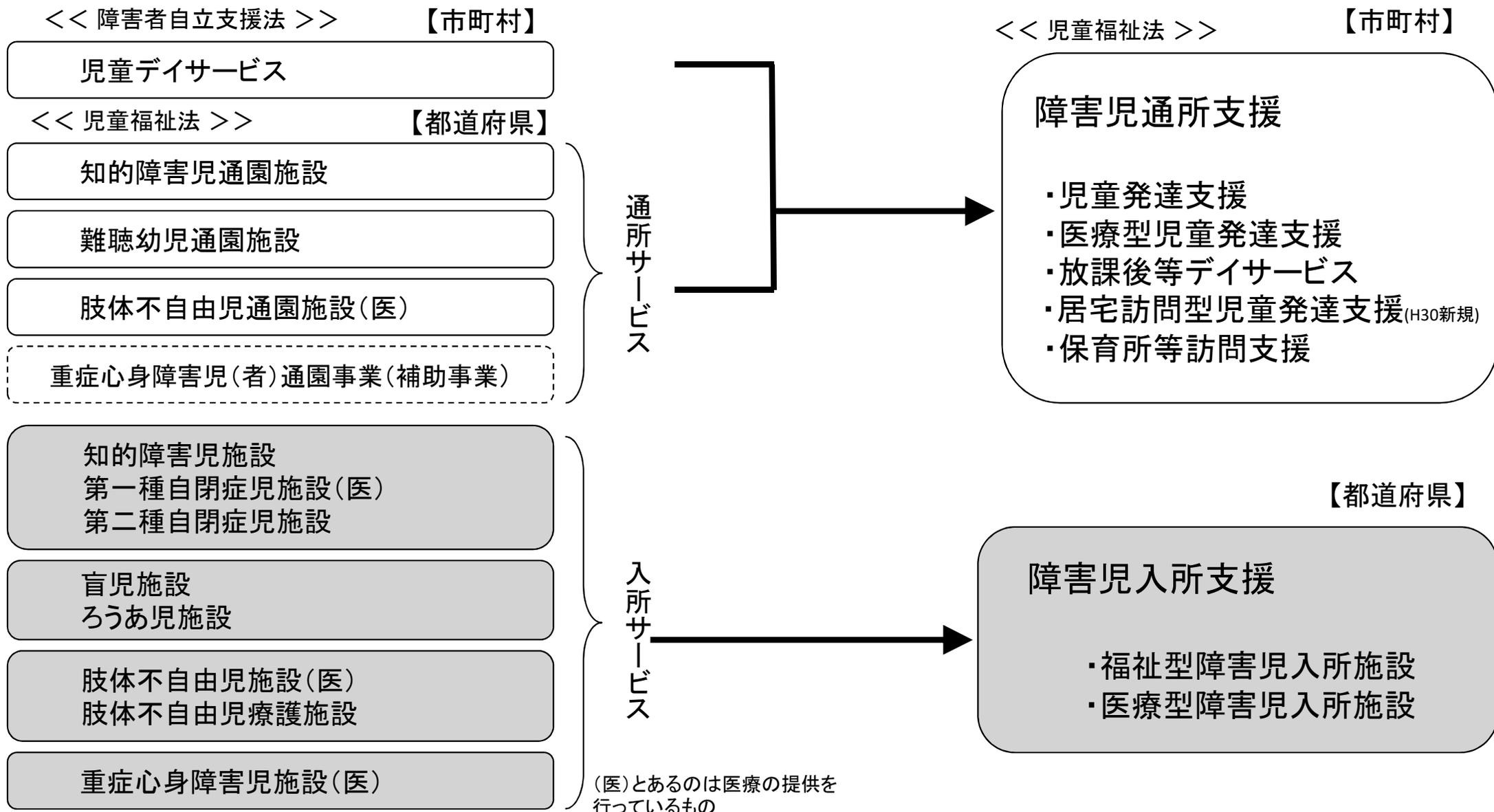


障害児支援施策の概要

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
障害児・発達障害者支援室

障害児支援の体系①～平成24年児童福祉法改正による障害児施設・事業の一元化～

○ 障害児支援の強化を図るため、従来の障害種別で分かれていた体系(給付)について、通所・入所の利用形態の別により一元化。



児童発達支援について

○ 対象児童

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児

※通所給付決定を行うに際し、医学的診断名又は障害者手帳を有することは必須要件ではなく、療育を受けなければ福祉を損なうおそれのある児童を含む(発達支援の必要については、市町村保健センター、児童相談所、保健所等の意見で可)。

○ 事業の概要

《サービス内容》

日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う(通所)

《事業の担い手》

①児童発達支援センター(児童福祉法第43条)

通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族の相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言を行う(地域の中核的な支援施設)

②それ以外の事業所

もっぱら、通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行う

○ 提供するサービス

児童発達支援

○ 身近な地域における通所支援

・発達障害、知的障害、難聴、肢体不自由、重症心身障害等の障害のある子どもへの発達支援やその家族に対する支援

《児童発達支援センター》

○左の機能に加え、地域支援を実施

○主な人員配置

- ・児童指導員及び保育士 4:1以上
- ・児童指導員 1人以上 ・保育士1人以上
- ・児童発達支援管理責任者 1人以上

《児童発達支援センター以外》

○主な人員配置

- ・児童指導員又は保育士
又は障害福祉サービス経験者 10:2以上
- ・児童発達支援管理責任者 1人以上

児童発達支援

○ 対象者

- 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児

○ サービス内容

- 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

○ 主な人員配置

■ 児童発達支援センター

- ・ 児童指導員及び保育士 4:1以上
- ・ 児童指導員 1人以上
- ・ 保育士 1人以上
- ・ 児童発達支援管理責任者 1人以上

■ 児童発達支援センター以外

- ・ 児童指導員及び保育士 10:2以上
(令和5年3月31日までは障害福祉サービス経験者を人員配置に含めることが可能)
- ※ うち半数以上は児童指導員又は保育士
- ・ 児童発達支援管理責任者 1人以上

○ 報酬単価 (令和3年4月～)

■ 基本報酬 (利用定員等に応じた単位設定)

■ 児童発達支援センター

- ・ 難聴児・重症心身障害児以外 778～1,086単位
- ・ 難聴児 975～1,384単位
- ・ 重症心身障害児 924～1,331単位

■ 児童発達支援センター以外

- ・ 重症心身障害児以外(主に未就学児を受け入れる事業所) 486～885単位
- ・ 重症心身障害児以外(主に未就学児以外を受け入れる事業所) 404～754単位
- ・ 重症心身障害児 837～2,098単位

※ 重症心身障害児以外で医療的ケア児を受け入れる場合、医療的ケアスコア及び看護職員の配置状況に応じて、上記より667～2,000単位高い単位となる。

■ 主な加算

■ 個別サポート加算(Ⅰ)

→ ケアニーズが高い障害児が利用した場合に加算 100単位

■ 個別サポート加算(Ⅱ)

→ 要保護・要支援児童を受入れ、保護者の同意を得て、公的機関や医師等と連携し支援した場合に加算 125単位

■ 事業所内相談支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)

→ 障害児や保護者の相談援助やペアレント・トレーニングを行った場合に加算

- ・ 事業所内相談支援加算(Ⅰ)(個別) 100単位
- ・ 事業所内相談支援加算(Ⅱ)(グループ) 80単位

■ 児童指導員等加配加算(利用定員等に応じた単位設定)

→ 基準人員に加え、理学療法士等、保育士、児童指導員等の者を加配した場合に加算

- ・ 理学療法士・保育士等 22～374単位
- ・ 児童指導員等 15～247単位
- ・ その他従業者(資格要件なし) 11～180単位 (手話通訳者・手話通訳士を含む。)

■ 専門的支援加算(利用定員等に応じた単位設定)

→ 基準人員に加えて、専門的な支援の強化のため、理学療法士等、5年以上児童福祉事業に従事した保育士又は児童指導員を加配した場合に加算

- ・ 理学療法士・保育士等 22～374単位
- ・ 児童指導員 15～247単位

■ 看護職員加配加算(Ⅰ)(Ⅱ)(利用定員等に応じた単位設定)

→ 重症心身障害児が医療的ケアを必要とするときに看護職員を基準(1人以上)より多く配置した場合に加算

- ・ 1人加配 80～400単位
- ・ 2人加配 160～800単位

○ 事業所数

8,408 (国保連令和 3年 3月実績)

○ 利用者数

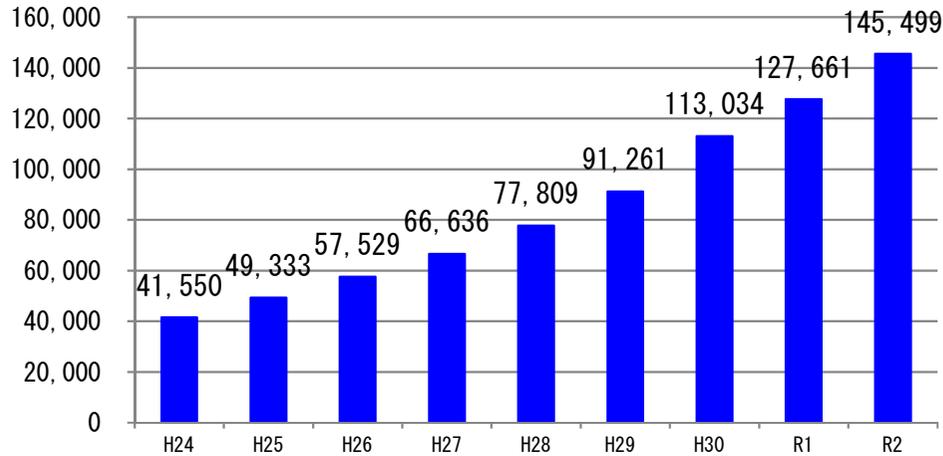
139,978 (国保連令和 3年 3月実績) 3

児童発達支援の現状

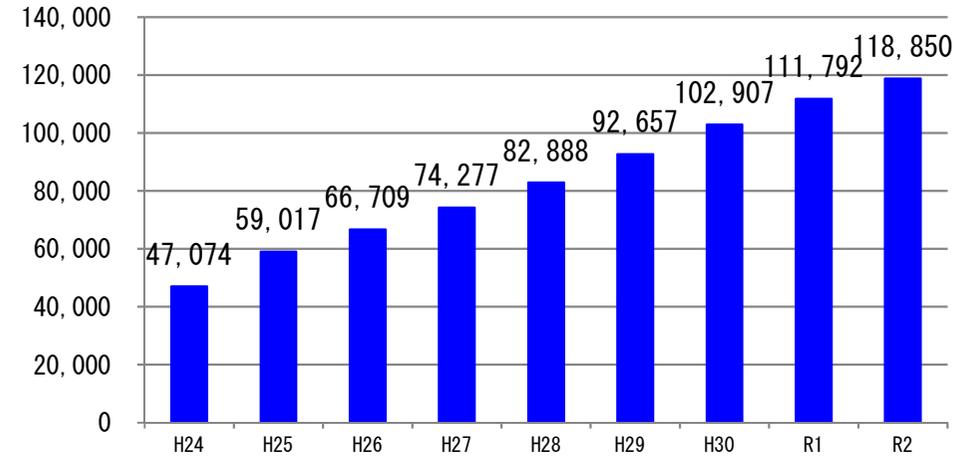
【児童発達支援の現状】

- 令和2年度の費用額は約1,455億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の4.9%、障害児支援全体の総費用額の26.7%を占める。
- 総費用額、利用児童数、請求事業所数のいずれも増加傾向にある。

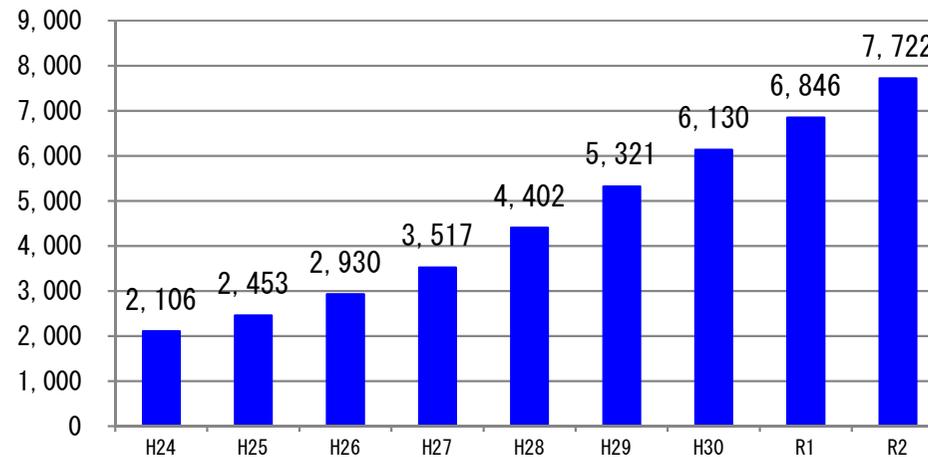
費用額の推移(百万円)



利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))



※出典:国保連データ

医療型児童発達支援

○ 対象者

- 肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要と認められた障害児

○ サービス内容

- 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行う。

○ 主な人員配置

- 児童指導員 1人以上
- 保育士 1人以上
- 看護職員 1人以上
- 理学療法士又は作業療法士 1人以上
- 児童発達支援管理責任者 1人以上

○ 報酬単価（令和3年4月～）

■ 基本報酬

■ 医療型児童発達支援センター

- ・ 肢体不自由児 389単位
- ・ 重症心身障害児 501単位

■ 指定発達支援医療機関

- ・ 肢体不自由児 338単位
- ・ 重症心身障害児 450単位

■ 主な加算

■ 個別サポート加算（Ⅰ）

→ ケアニーズが高い障害児が利用した場合に加算 100単位

■ 個別サポート加算（Ⅱ）

→ 要保護・要支援児童を受入れ、保護者の同意を得て、公的機関や医師等と連携し支援した場合に加算 125単位

■ 事業所内相談支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）

→ 障害児や保護者の相談援助やペアレント・トレーニングを行った場合に加算

- ・ 事業所内相談支援加算（Ⅰ）（個別） 100単位
- ・ 事業所内相談支援加算（Ⅱ）（グループ） 80単位

保育職員加配加算

→ 児童指導員又は保育士を1名加配した場合に加算 50単位

※ 定員21人以上の事業所において2名以上配置した場合は+22単位

○ 事業所数

90（国保連令和 3年 3月実績）

○ 利用者数

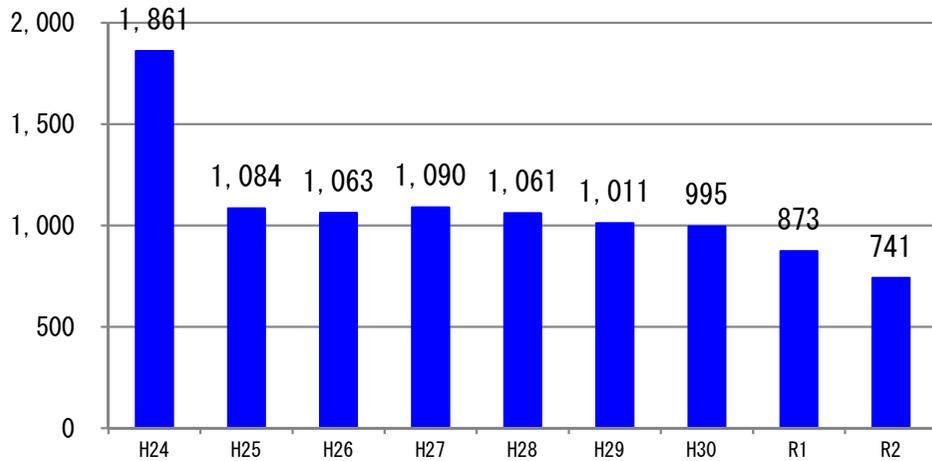
1,886（国保連令和 3年 3月実績）

医療型児童発達支援の現状

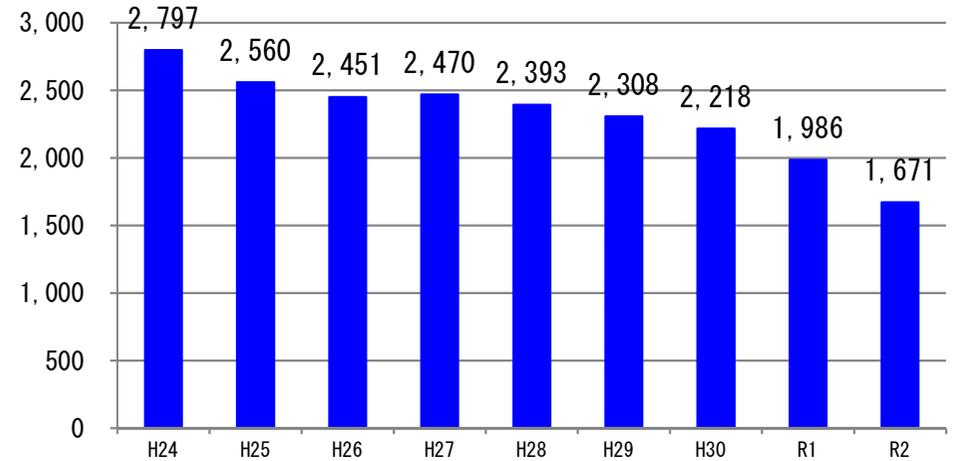
【医療型児童発達支援の現状】

- 令和2年度の費用額は約7億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の0.03%、障害児支援全体の総費用額の0.1%を占める。
- 総費用額、利用児童数、請求事業所数とも増減しつつ、全体的には減少傾向にある。

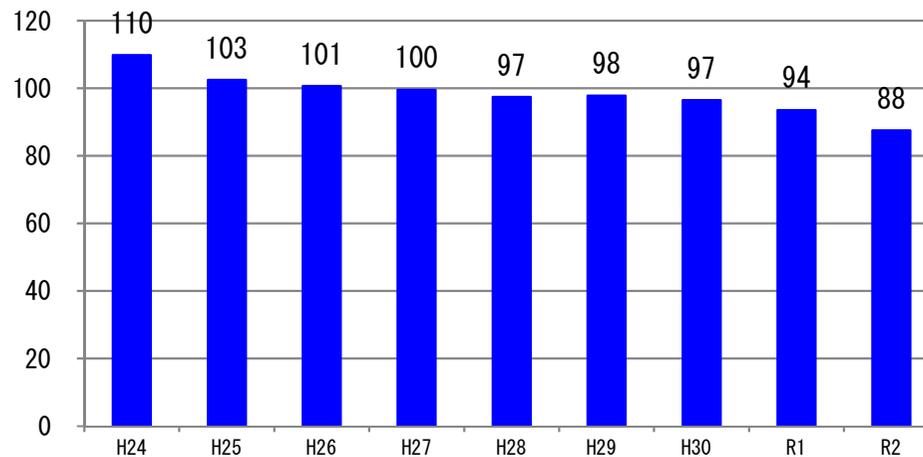
費用額の推移(百万円)



利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))



※出典:国保連データ

放課後等デイサービスについて

○ 事業の概要

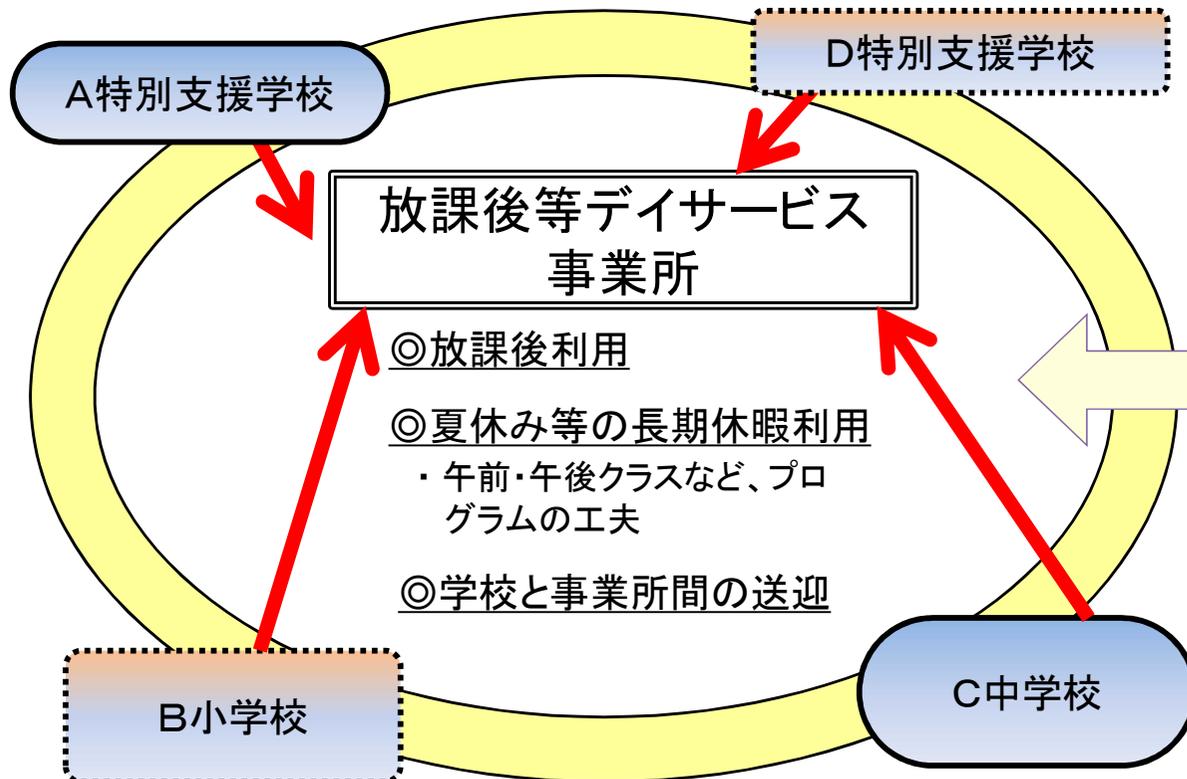
- ・ 学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等における支援を推進。

○ 対象児童

学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児
(*引き続き、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは満20歳に達するまで利用することが可能)

○ 利用定員

10人以上



○ 提供するサービス

- ◆ 学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等
 - ① 自立した日常生活を営むために必要な訓練
 - ② 創作的活動、作業活動
 - ③ 地域交流の機会の提供
 - ④ 余暇の提供
- ◆ 学校との連携・協働による支援(学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性)

放課後等デイサービス

○対象者

- 学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児

○サービス内容

- 授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

○主な人員配置

- 児童指導員及び保育士 10:2以上
(令和5年3月31日までは障害福祉サービス経験者を人員配置に含めることが可能)
- 児童発達支援管理責任者 1人以上
- 管理者

○報酬単価(令和3年4月～)

■基本報酬(利用定員等に応じた単位設定)

注) 30分以下の支援は報酬の対象外となる。

■授業終了後

- ・重症心身障害児以外 302～604単位
- ・重症心身障害児 686～1,756単位

■休業日

- ・重症心身障害児以外 372～721単位
- ・重症心身障害児 810～2,038単位

※ 重症心身障害児以外で医療的ケア児を受け入れる場合、医療的ケアスコア及び看護職員の配置状況に応じて、上記より667～2,000単位高い単位となる。

■主な加算

■個別サポート加算(Ⅰ)

→ ケアニーズが高い障害児が利用した場合に加算 100単位

■個別サポート加算(Ⅱ)

→ 要保護・要支援児童を受入れ、保護者の同意を得て、公的機関や医師等と連携し支援した場合に加算 125単位

■事業所内相談支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)

→ 障害児や保護者の相談援助やペアレント・トレーニングを行った場合に加算

- ・事業所内相談支援加算(Ⅰ)(個別) 100単位
- ・事業所内相談支援加算(Ⅱ)(グループ) 80単位

■児童指導員等加配加算(利用定員等に応じた単位設定)

→ 基準人員に加えて、理学療法士等、保育士、児童指導員等の者を加配した場合に加算

- ・理学療法士・保育士等 75～374単位
- ・児童指導員等 49～247単位
- ・その他従業者(資格要件なし) 36～180単位 (手話通訳者・手話通訳士を含む。)

■専門的支援加算(利用定員等に応じた単位設定)

→ 基準人員に加えて、専門的な支援の強化のため、理学療法士等を加配した場合に加算 75～374単位

■看護職員加配加算(Ⅰ)(Ⅱ)(利用定員等に応じた単位設定)

→ 重症心身障害児が医療的ケアを必要とするときに看護職員を基準(1人以上)より多く配置した場合に加算

- ・1人加配 133～400単位
- ・2人加配 266～800単位

○事業所数

15,994 (国保連令和 3年 3月実績)

○利用者数

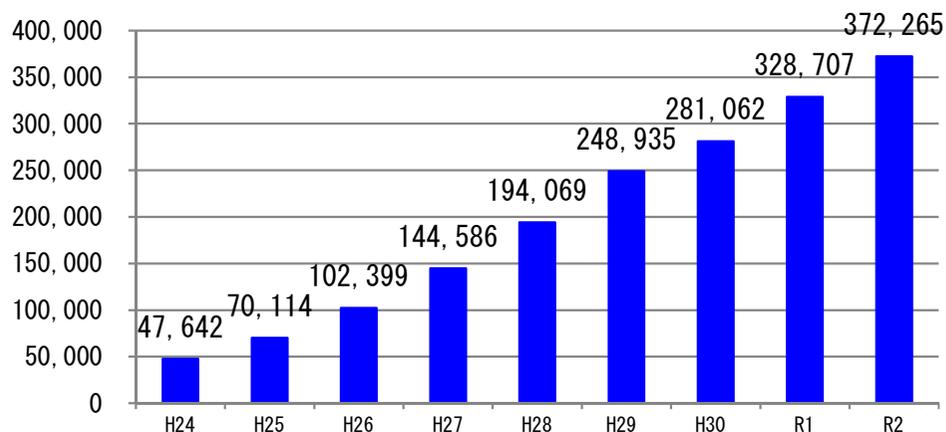
252,104 (国保連令和 3年 3月実績)

放課後等デイサービスの現状

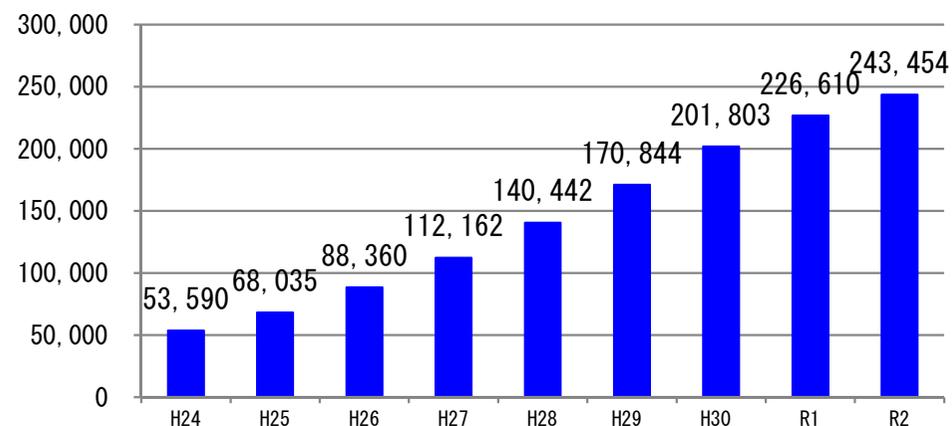
【放課後等デイサービスの現状】

- 令和2年度の費用額は約3,723億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の12.6%、障害児支援全体の総費用額の68.4%を占める。
- 総費用額、利用児童数、請求事業所数とも大幅な増加を続けている(平成24年度から令和2年度の総費用額の伸びは、児童発達支援が3.5倍に対して放課後等デイサービスは7.8倍)。

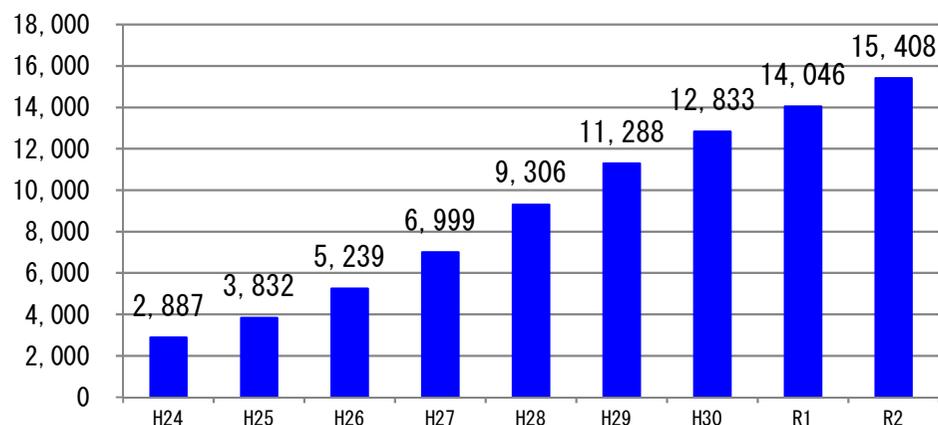
費用額の推移(百万円)



利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))



※出典:国保連データ

居宅訪問型児童発達支援について

○ 事業の概要

- ・ 重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問して発達支援を行う。

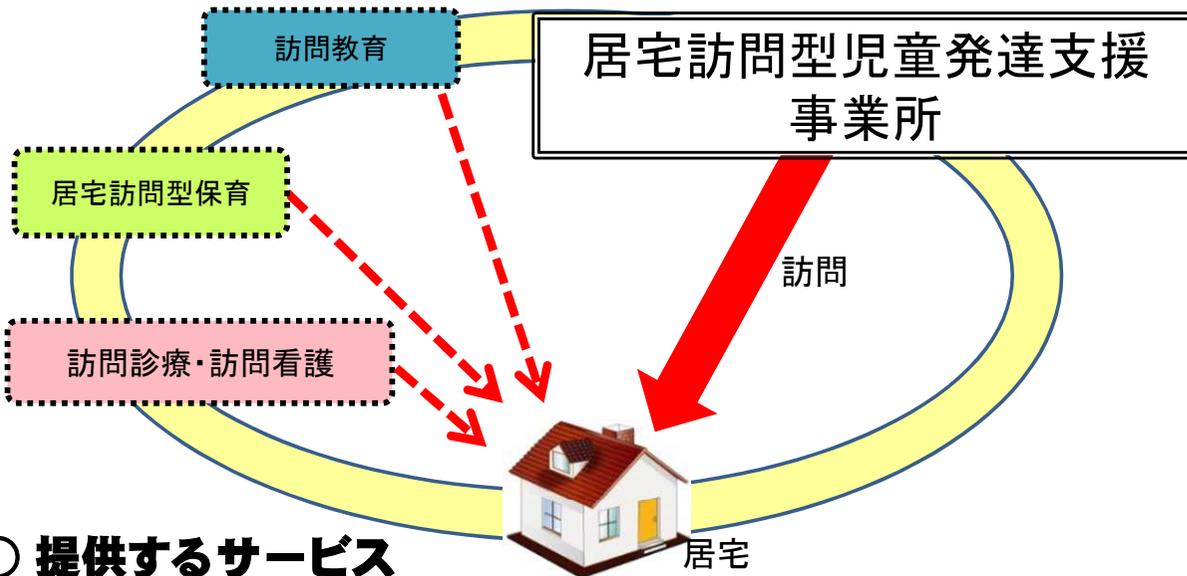
○ 対象児童

重度の障害等により、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児

◆ 対象となる障害児の例

- ・ 重度の障害の状態であって外出が困難と考えられる児
- ・ 人工呼吸器を装着している状態その他日常生活営むために医療を要する児
- ・ 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある児 等

(※) 単なる見守りや送迎者の不在など、障害児本人の状態以外の理由による利用は適当でないことから、確認のため障害児相談支援事業所における障害児支援利用援助等の利用が必須



○ 提供するサービス

- ◆ 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施。

【具体的な支援内容の例】

- ・ 手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
- ・ 絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動

居宅訪問型児童発達支援

○対象者

- 重症心身障害児等の重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

○サービス内容

- 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与その他必要な支援を行う。

○人員配置

- 訪問支援員
- 児童発達支援管理責任者 1人以上
- 管理者

○報酬単価（令和3年4月～）

■ 基本報酬

1,035単位

■ 主な加算

■ 訪問支援員特別加算(679単位)

→ 作業療法士や理学療法士、言語聴覚士、保育士、看護職員等の専門性の高い職員を配置した場合に加算

■ 通所施設移行支援加算(500単位)

→ 利用児童に対し、児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所に通うための相談援助及び連絡調整を行った場合に加算(1回を限度)

○事業所数

88 (国保連令和 3年 3月実績)

○利用者数

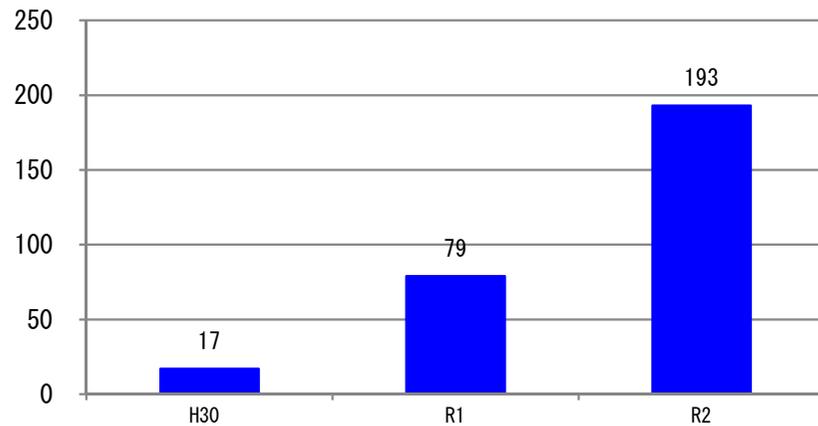
254 (国保連令和 3年 3月実績)

居宅訪問型児童発達支援の現状

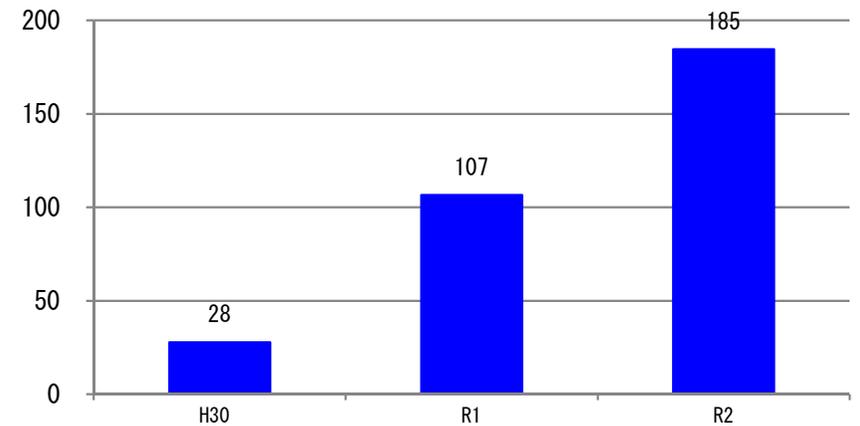
【居宅訪問型児童発達支援の現状】

- 平成30年度の新制度開始時に新規事業として創設。
- 令和2年度の費用額は約1.9億円であり、障害児支援全体の総費用額の0.04%。

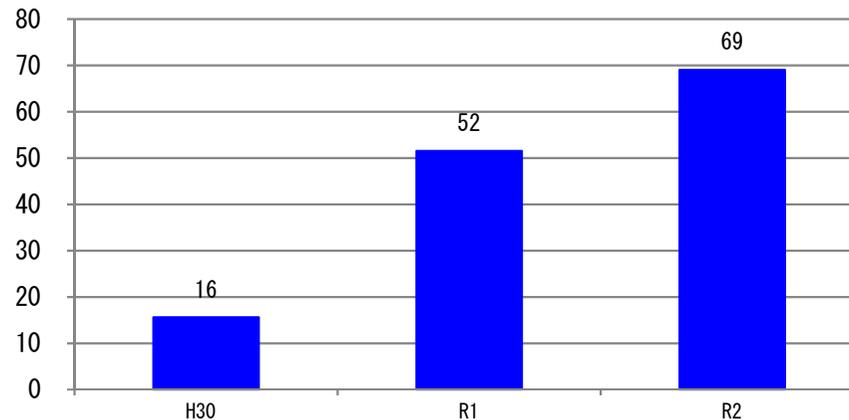
費用額の推移(百万円)



利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))



※出典:国保連データ

保育所等訪問支援について

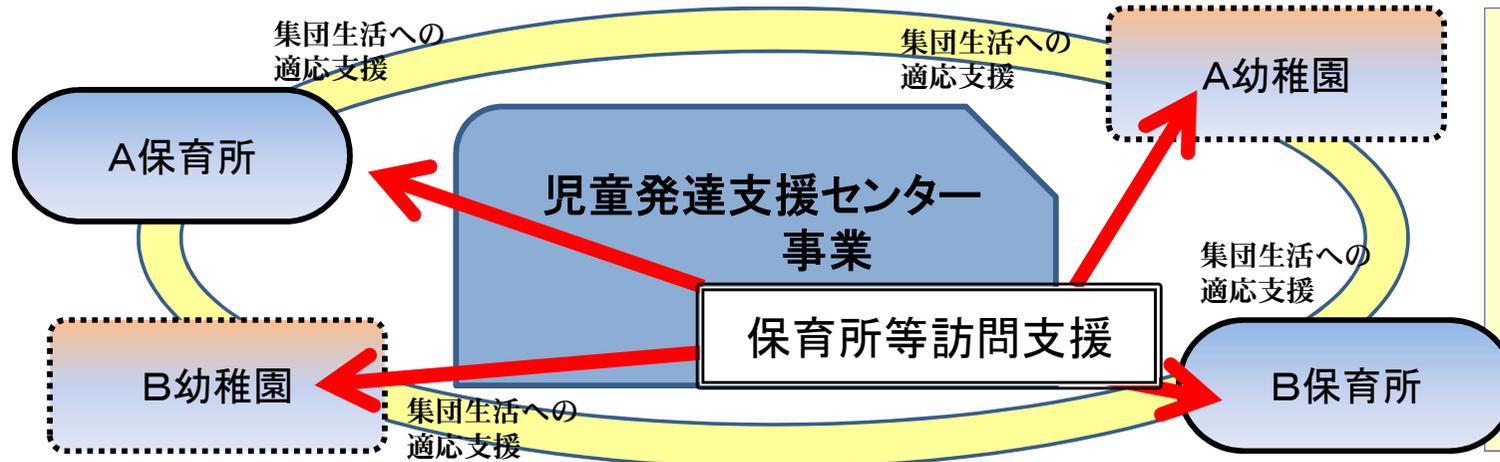
○ 事業の概要

- ・ 保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進。

○ 対象児童

保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児
*「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断
* 発達障害児、その他の気になる児童を対象

相談支援事業や、スタッフ支援を行う障害児等療育支援事業等の役割が重要



○ 訪問先の範囲

- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園
- ・ 小学校、特別支援学校
- ・ (H30より追加) 乳児院、児童養護施設
- ・ その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの

○ 提供するサービス

- ◆ 障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を実施。
 - ① 障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
 - ② 訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)
- ◆ 支援は2週に1回程度を目安。障害児の状況、時期によって頻度は変化。
- ◆ 訪問支援員は、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士(障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職)を想定。

保育所等訪問支援

○対象者

- 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児（平成30年度から、乳児院及び児童養護施設に入所している障害児を対象に追加）。

○サービス内容

- 保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

○人員配置

- 訪問支援員
- 児童発達支援管理責任者 1人以上
- 管理者

○報酬単価（令和3年4月～）

■ 基本報酬

1,035単位

■ 主な加算

■ 訪問支援員特別加算(679単位)

→ 作業療法士や理学療法士、言語聴覚士、保育士、看護職員等の専門性の高い職員を配置した場合に加算

■ 初回加算(200単位)

→ 児童発達支援管理責任者が、初回訪問又は初回訪問の同月に保育所等の訪問先との事前調整やアセスメントに同行した場合に加算

○事業所数

985（国保連令和 3年 3月実績）

○利用者数

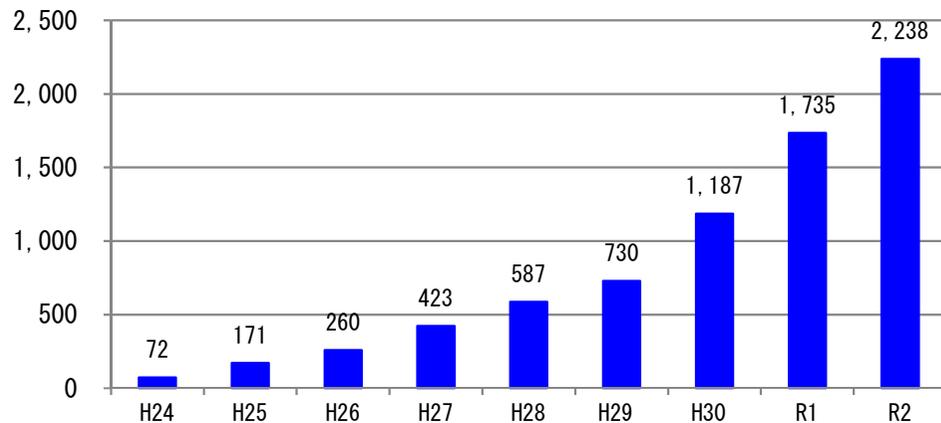
8,894（国保連令和 3年 3月実績）

保育所等訪問支援の現状

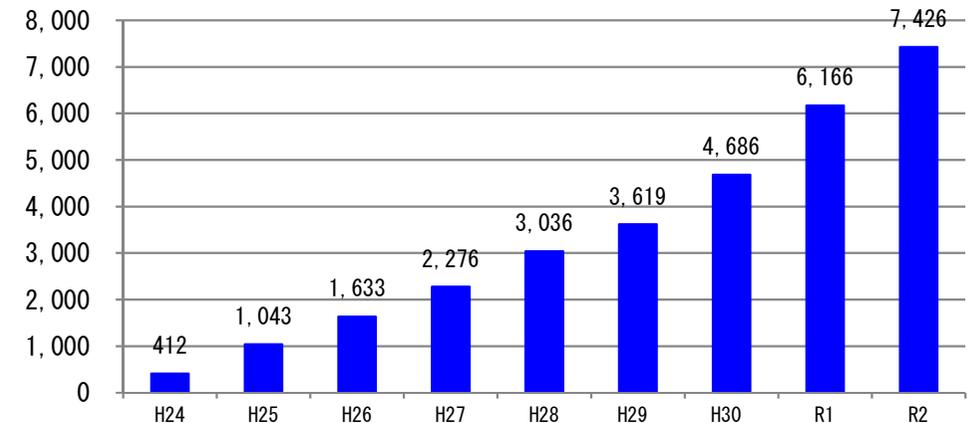
【保育所等訪問支援の現状】

- 令和2年度の費用額は約22億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の0.08%、障害児支援全体の総費用額の0.4%を占めている。
- 平成24年度の新制度開始時に新規事業として創設。増加傾向ではあるが、児童発達支援、放課後等デイサービスと比較すると小規模。

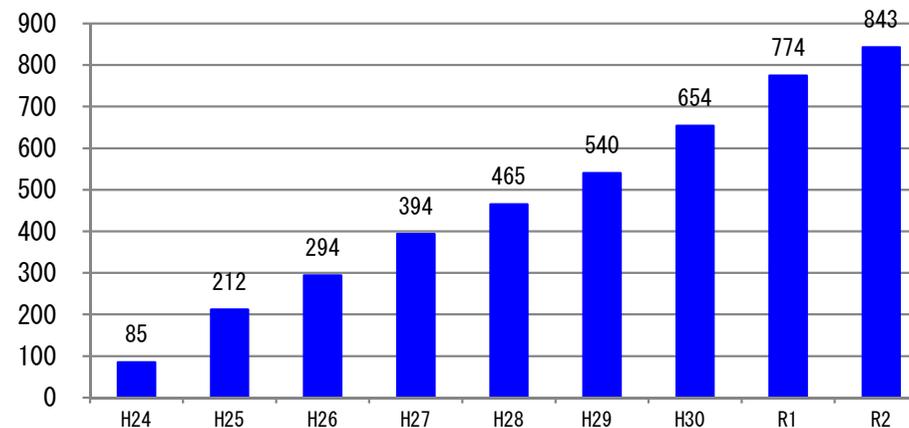
費用額の推移(百万円)



利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))



※出典:国保連データ

これまでの障害児支援関連施策の経緯

昭和 23年	児童福祉法施行
25年	身体障害者福祉法施行
35年	精神薄弱者福祉法施行（平成10年に「知的障害者福祉法」）
36年	日本心身障害児協会（島田療育園）に重症心身障害児の療育研究を委託
40年	肢体不自由児施設における母子入園の制度化
41年	国立療養所に重症心身障害児（者）の委託病棟を設置
42年	重症心身障害児施設を児童福祉施設として位置づけ（児童福祉法の改正）
44年	肢体不自由児通園施設の制度化
47年	心身障害児通園事業の制度化
50年	難聴幼児通園施設の制度化
54年	心身養護学校への就学等の義務化（昭和48年公布の政令の施行）
55年	障害児総合通園センターの制度化
平成 2年	心身障害児（者）施設地域療育事業（短期入所等メニュー）制度化 重症心身障害児（者）通園モデル事業開始
15年	支援費制度の施行（身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の改正） * 障害児の場合、居宅サービスのみ支援費制度に移行（施設サービスは措置制度）
17年	発達障害者支援法施行
18年	障害者自立支援法施行 * 契約制度の導入（ただし、障害児の場合、保護者が不在、虐待等により契約が困難な場合に「措置」を適用）
23年	改正障害者基本法の成立、「療育」に関する規定の新設
24年	改正児童福祉法の施行（障害児支援の強化等）、障害者虐待防止法の施行 子ども・子育て支援法の成立
25年	障害者差別解消法の成立、改正学校教育法施行令の施行
平成 28年	超党派の議員立法により、「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が成立
平成 28年	障害者総合支援法・児童福祉法の一部改正法成立
令和 3年	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の成立

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）

（平成28年5月25日成立・同年6月3日公布）

趣旨

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

概要

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

施行期日

平成30年4月1日（2.(3)については公布の日（平成28年6月3日））

居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設 (H30~)

- 障害児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられるため、これまで通所支援の充実を図ってきたが、現状では、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援を受ける機会が提供されていない。
- このため、重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを新たに創設する(「居宅訪問型児童発達支援」)。

対象者

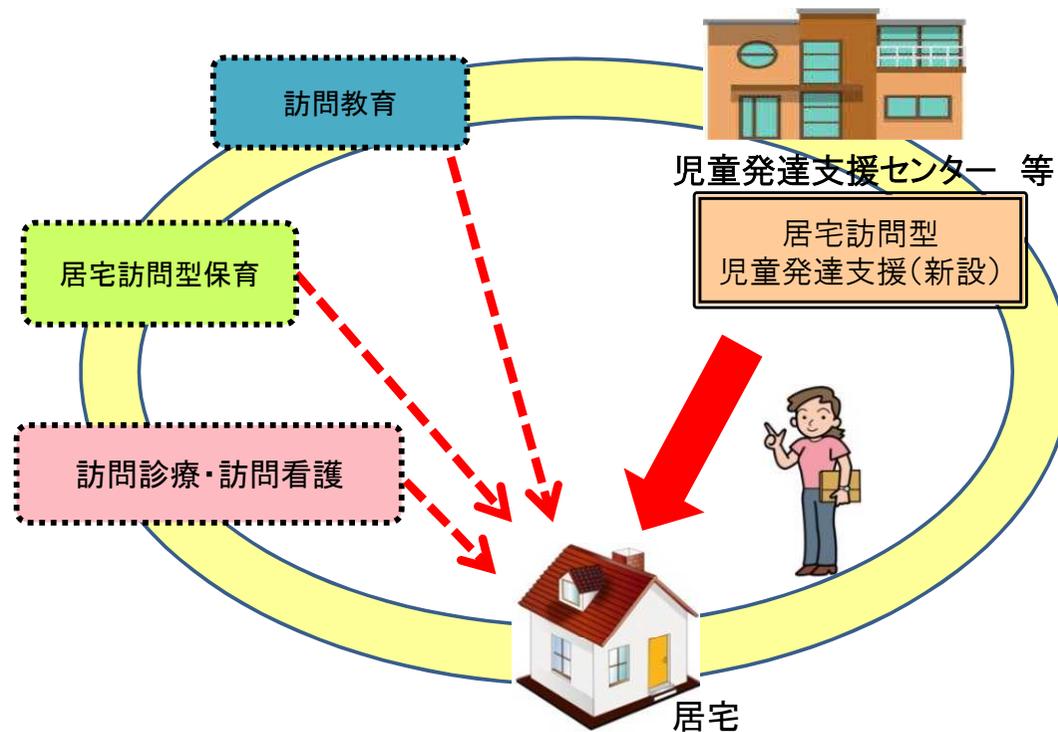
- 重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

支援内容

- 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施

【具体的な支援内容の例】

- ・手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
- ・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動



- ・在宅の障害児の発達支援の機会の確保
- ・訪問支援から通所支援への社会生活の移行を推進

保育所等訪問支援の支援対象の拡大 (H30～)

- 乳児院や児童養護施設の入所者に占める障害児の割合は3割程度となっており、職員による支援に加えて、発達支援に関する専門的な支援が求められている。(乳児院:28.2%、児童養護施設:28.5%/平成24年度)
- このため、保育所等訪問支援の対象を乳児院や児童養護施設に入所している障害児に拡大し、障害児本人に対して他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設の職員に対して障害児の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を行うことができることとする。

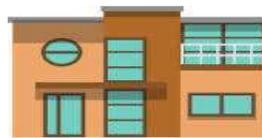
対象者の拡大

- 乳児院、児童養護施設に入所している障害児を対象者として追加

※現在の対象者は、以下の施設に通う障害児

- ・保育所、幼稚園、小学校 等
- ・その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めるもの
(例:放課後児童クラブ)

保育所等訪問支援



児童発達支援センター等



集団生活への
適応のための
支援 等

訪問先



保育所・幼稚園



放課後児童クラブ



小学校

訪問対象
の拡大

改正後



乳児院



児童養護施設

支援内容

- 児童が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。
 - ①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
 - ②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)

障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- 児童福祉法に基づく障害児通所・入所支援などについて、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村において障害児福祉計画を策定する等の見直しを行う。
 - ※ 現在、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスについては、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村が障害福祉計画を策定し、サービスの種類ごとの必要な量の見込みや提供体制の確保に係る目標等を策定。

具体的内容

【基本指針】 児童福祉法第33条の19

- 厚生労働大臣は、障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の整備や円滑な実施を確保するための基本的な指針を定める。

【障害児福祉計画】 児童福祉法第33条の20及び第33条の22

- 市町村・都道府県は、基本指針に即して、障害児福祉計画を策定する。

(市町村障害児福祉計画)

- ・障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・各年度の自治体が指定する障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

(都道府県障害児福祉計画)

- ・障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・都道府県が定める区域ごとに、当該区域における各年度の自治体が指定する障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・各年度の障害児入所施設の必要入所定員総数

※上記の基本指針、市町村障害児福祉計画、都道府県障害児福祉計画は、障害者総合支援法に基づく基本指針、市町村障害福祉計画、都道府県障害福祉計画と一体のものとして策定することができる。

- 放課後等デイサービス等の障害児通所支援や障害児入所支援については、都道府県障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき(計画に定めるサービスの必要な量に達している場合等)、都道府県は事業所等の指定をしないことができる。

基本指針の策定スケジュール

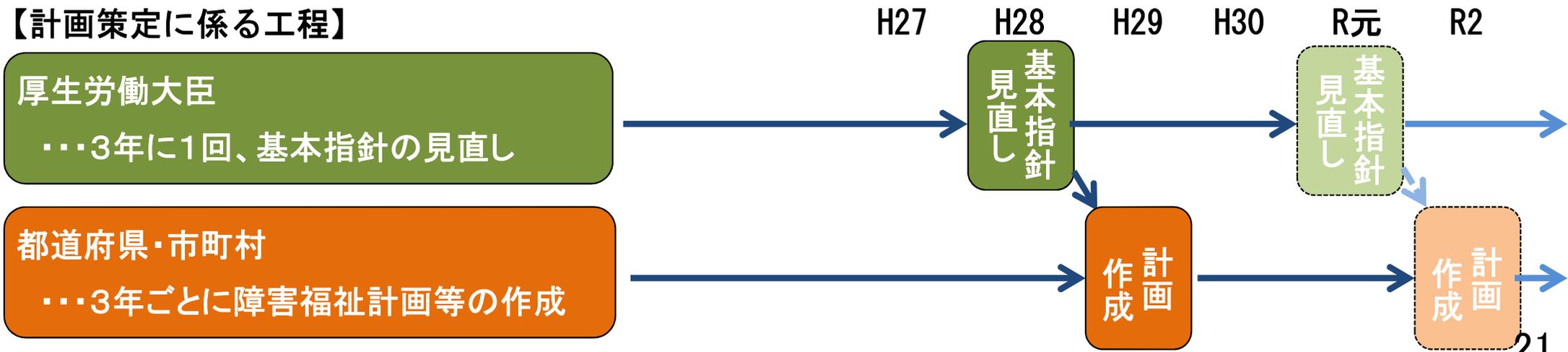
基本指針について

- 基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
(平成18年6月26日告示)
- また、平成28年6月に公布した改正児童福祉法第33条19第1項の規定に基づき、障害児通所支援等の提供体制及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- 障害福祉計画及び障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成。
- 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画(令和3～5年度)を作成するための基本指針は令和2年5月19日に告示。

【これまでの計画期間等】

第1期計画期間 18年度～20年度	第2期計画期間 21年度～23年度	第3期計画期間 24年度～26年度	第4期計画期間 27年度～29年度	第5期計画期間 第1期計画期間(現) 30年度～2年度
平成23年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定	第1期の実績を踏まえ、第2期障害福祉計画を作成	つなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として、第3期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として、第4期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の3年後見直し等を踏まえ、平成32年度を目標として、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を作成

【計画策定に係る工程】



放課後等デイサービスの見直しについて

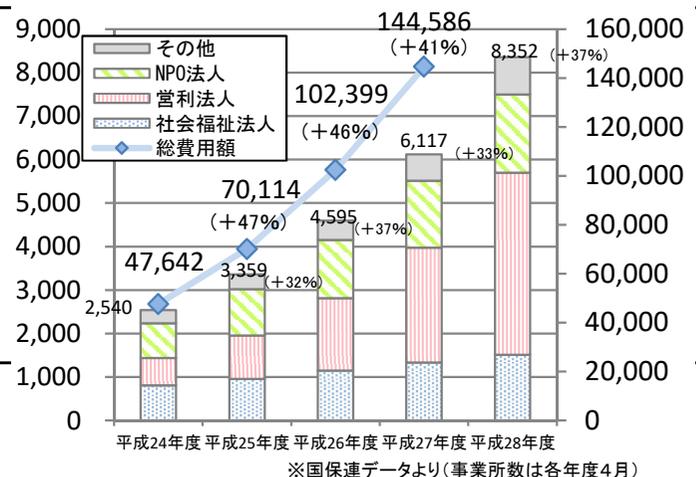
1 現状・課題

○ 放課後等デイサービスについては、平成24年4月の制度創設以降、利用者、費用、事業所の数が大幅に増加している。

○ 一方、利潤を追求し支援の質が低い事業所や適切ではない支援※を行う事業所が増えているとの指摘があり、支援内容の適正化と質の向上が求められている。

※例えば、テレビを見せているだけ、ゲーム等を渡して遊ばせているだけ

(か所) 事業所数及び総費用額の推移 (百万円)



2 これまでの対応

時期	対応内容
平成27年4月	○放課後等デイサービスガイドラインの作成・公表
平成28年3月	○支給決定の適正化に向けた留意事項通知(H28.3.7障害福祉課長通知) ①指定障害児通所支援事業者の指導の徹底(支援の提供拒否の禁止などの運営基準の遵守) ②放課後等デイサービスガイドラインの活用の周知徹底、自己評価結果の公表状況の把握に努めること ③障害児通所給付費等の通所給付決定の適正化 ・一般施策を含めた適切な支援体制の構築、環境整備を行う ・支給量の目安(支給量は、原則として各月の日数から8日を控除した日数を上限)を示し、上限を超える場合は、市町村において支給の必要性を確認する ・主として障害児の家族の就労支援又は障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする場合には、地域生活支援事業の日中一時支援等を活用すること
平成28年6月	○障害福祉サービス等の不正請求等への対応について(監査の強化等)(H28.6.20事務連絡) ・営利法人及び新規の放課後等デイサービス事業所の重点的な実地指導の実施等 ・放課後等デイサービスの指導監査の実施状況等について、当面の間、四半期ごとに厚生労働省に報告する

3 見直し概要

1. 指定基準等の見直しによる対応【平成29年4月施行】

(1) 障害児支援等の経験者の配置

○児童発達支援管理責任者の資格要件の見直し(告示の改正)

現行の実務要件に保育所等の児童福祉に関する経験を追加し、障害児・児童・障害者の支援の経験(3年以上)を必須化する。

※既存の事業所は1年間の経過措置

○人員配置基準の見直し(基準省令の改正)

人員配置基準上配置すべき職員を「指導員又は保育士」から「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者*に見直し、そのうち、児童指導員又は保育士を半数以上配置することとする。

*2年以上障害福祉サービス事業に従事した者

※既存の事業所は1年間の経過措置

(2) 放課後等デイサービスガイドラインの遵守及び自己評価結果公表の義務付け

○運営基準の見直し(基準省令の改正)

- 運営基準において、放課後等デイサービスガイドラインの内容に沿った評価項目を規定し、それに基づいた評価を行うことを義務付ける。
- 質の評価及び改善の内容をおおむね1年に1回以上公表しなければならない旨規定

2. その他の対応【平成29年4月～】

○情報公表の先行実施

指定放課後等デイサービス事業者は支援の提供を開始するとき、支援内容(タイムスケジュール等)、BS(貸借対照表)やPL(損益計算書)などの財務諸表等の情報を都道府県等に提供し、事業所のHP等で公表に努めること。都道府県等は事業者に対して、支援内容や人員配置(職員の資格等)、財務諸表等の公表をすることを促すこと。

放課後等デイサービスガイドラインの主な内容

(平成27年3月2日時点)

総則

- ◆ **ガイドラインの趣旨**
- ◆ **放課後等デイサービスの基本的役割**
子どもの最善の利益の保障／共生社会の実現に向けた後方支援／保護者支援
- ◆ **放課後等デイサービスの提供に当たっての基本的姿勢と基本活動**
基本活動： 自立支援と日常生活の充実のための指導訓練／創作活動／地域交流／余暇の提供
- ◆ **事業所が適切な放課後等デイサービスを提供するために必要な組織運営管理**

設置者・管理者向け ガイドライン

児童発達支援管理責任者 向けガイドライン

従業者向け ガイドライン

- ◆ **子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上**
環境・体制整備／P D C Aサイクルによる適切な事業所の管理／従業者等の知識・技術の向上
放課後等デイサービス計画に基づく適切な支援／関係機関や保護者との連携
- ◆ **子どもと保護者に対する説明責任等**
運営規程の周知／子どもと保護者に対する、支援利用申請時・利用開始時の説明／
保護者に対する相談支援等苦情解決対応／適切な情報伝達手段の確保／地域に開かれた事業運営
- ◆ **緊急時の対応と法令遵守等**
緊急時対応／非常災害・防犯対策／虐待防止／身体拘束への対応
衛生・健康管理／安全確保／秘密保持等

放課後等デイサービスガイドラインに基づく自己評価等

保護者等向け 放課後等デイサービス評価表		資料3-2		
チェック項目	はい	どちらか いれない	いいえ	特記事項
① 子どもの活動等のスペースを十分に確保しているか				
② 職員の配置数は適切であるか				
③ 事業所の設備等について、スロープや手すりの設置などバリアフリー化の配慮が適切になされているか				
④ 子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、支援計画を作成しているか				
⑤ 活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか				
⑥ 放課後児童クラブや児童館との交流や障害のない子どもと活動する機会があるか				
⑦ 支援の内容、利用者負担等について説明があったか				
⑧ 日頃から子どもの状況を保護者と話し合い、子どもの発達状況や課題で共通理解を持っているか				
⑨ 保護者に対して面談や育児に関する支援を行っているか				
⑩ 父母の会の活動を支援したり、等を開催する等により保護者協力を支援しているか				
⑪ 子どもや保護者からの苦情に対応の体制を整備するとともに周知・説明し、苦情があった場合適切に対応しているか				
⑫ 障害のある子どもや保護者との連絡や情報伝達のための体制が整っているか				
⑬ 定期的に会報やホームページ概要や行事予定、連絡体制に関する自己評価の結果を保護者に対して発信しているか				
⑭ 個人情報に十分注意しているか				
⑮ 緊急時対応マニュアルを策定し、保護者に周知しているか				
⑯ 非常災害の発生に備え、その他必要となる体制を整えているか				
⑰ 事業所の支援に満足しているか				

事業者向け 放課後等デイサービス自己評価表		資料3-3		
チェック項目	はい	どちらか いれない	いいえ	改善目標、工夫している点など
① 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切であるか				
② 職員の配置数は適切であるか				
③ 事業所の設備等について、バリアフリー化の配慮が適切になされているか				
④ 業務改善を進めるためのPDCAサイクルを回しているか				
⑤ 保護者等向け利用者評価表を活用する等によりアンケート調査を実施して保護者の意向等を把握し、業務改善につなげているか				
⑥ この自己評価の結果を、事業所の会報やホームページ等で公開しているか				
⑦ 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか				
⑧ 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保しているか				
⑨ アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析し作成しているか				
⑩ 子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用しているか				
⑪ 活動プログラムの立案をチームで行っているか				
⑫ 活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか				
⑬ 平日、休日、長期休暇に応じて、課題をきめ細やかに設定して支援しているか				
⑭ 子ども状況に応じて、個別活動と集団サービスを適宜組み合わせて放課後等デイサービス計画を作成しているか				
⑮ 支援開始前には職員間で必ず打合せを行い、その日行われる支援の内容や役割分担について確認しているか				
⑯ 支援終了後には、職員間で必ず打合せを行い、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点を共有しているか				
⑰ 日々の支援に関して正しく記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか				
⑱ 定期的にモニタリングを行い、放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を				

「事業者向け放課後等デイサービス自己評価表」と、より簡素な「保護者等向け放課後等デイサービス評価表」を作成

想定される自己評価の流れ

- ① 保護者へのアンケート調査
- ② 事業所職員による自己評価
- ③ 事業所全体としての自己評価
- ④ 自己評価結果の公表
- ⑤ 支援の改善



平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の際に、放課後等デイサービスガイドラインを活用し、事業者による支援の質の自己評価を行い、障害児の保護者による評価を受け、支援の質の改善を図ることとし、その評価及び改善の内容を公表することを義務づけ

福祉型障害児入所施設

○ サービス内容

- 障害児入所施設に入所する障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。

○ 主な人員配置

■ 児童指導員及び保育士

- ・ 主として知的障害児又は自閉症児を入所させる施設、主として盲児又はろうあ児を入所させる施設 4:1以上
(令和4年3月31日まで、主として知的障害児又は自閉症児を入所させる施設は4.3:1、主として盲児又はろうあ児を入所させる施設のうち少年は5:1)
- ・ 主として肢体不自由児を入所させる施設 3.5:1以上
- ・ 児童指導員 1人以上
- ・ 保育士 1人以上

■ 児童発達支援管理責任者 1人以上

○ 報酬単価 (令和3年4月～)

■ 基本報酬 (利用定員等に応じた単位を設定) ※単独施設の単位を記載

■ 主として知的障害児を入所させる施設	470～941単位
■ 主として盲児を入所させる施設	510～971単位
■ 主として肢体不自由児を入所させる施設	708～753単位

■ 主として自閉症児を入所させる施設	626～831単位
■ 主としてろうあ児を入所させる施設	509～966単位

■ 主な加算

■ 自活訓練加算(337単位)

→ 自立に向けた訓練を実施した場合に加算。同一敷地外に借家等を借りて実施する場合は448単位を加算。入所中に360日を上限に実施。

■ 小規模グループケア加算(240単位)

→ 障害児に対して、小規模なグループによるケアを行った場合に加算。本体施設の敷地外に借家等を借りて実施する場合は更に+308単位を加算。

■ 児童指導員等加配加算(利用定員等に応じた単位を設定)

→ 基準人員に加え、理学療法士等、保育士、児童指導員等の有資格者を加配した場合に加算
・ 理学療法士等 8～151単位 ・ 児童指導員等 6～112単位

■ ソーシャルワーカー配置加算(利用定員等に応じた単位を設定)

→ 障害児入所施設への入所や退所(地域への移行、グループホームへの入居、障害者支援施設への入所等)に係る調整を専ら行うため、①社会福祉士又は②障害福祉サービス等に5年以上の従事経験がある者を配置した場合に加算 8～159単位

■ 看護職員配置加算(Ⅰ)(Ⅱ)(利用定員等に応じた単位を設定)

→ 看護職員を配置した場合に加算
・ 1人目の加配 6～141単位
・ 2人目の加配(医療的ケアスコアの合計が40点以上の場合) 7～145単位

○ 事業所数

185 (国保連令和 3年 3月実績)

○ 利用者数

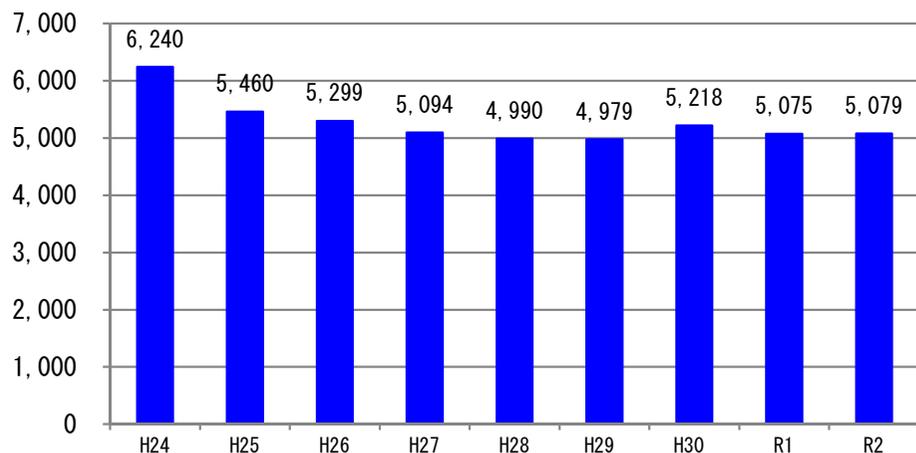
1,421 (国保連令和 3年 3月実績) 26

福祉型障害児入所施設の現状

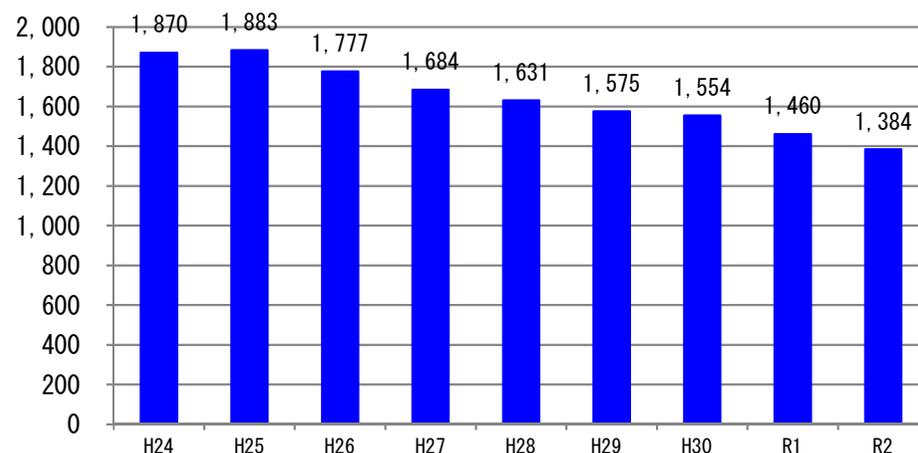
【福祉型障害児入所施設の現状】

- 総費用額(令和2年度)は約50億円で、障害児支援全体の0.9%を占める。
- 総費用額及び利用者数とも減少傾向にあり、施設数はほぼ横ばいである。

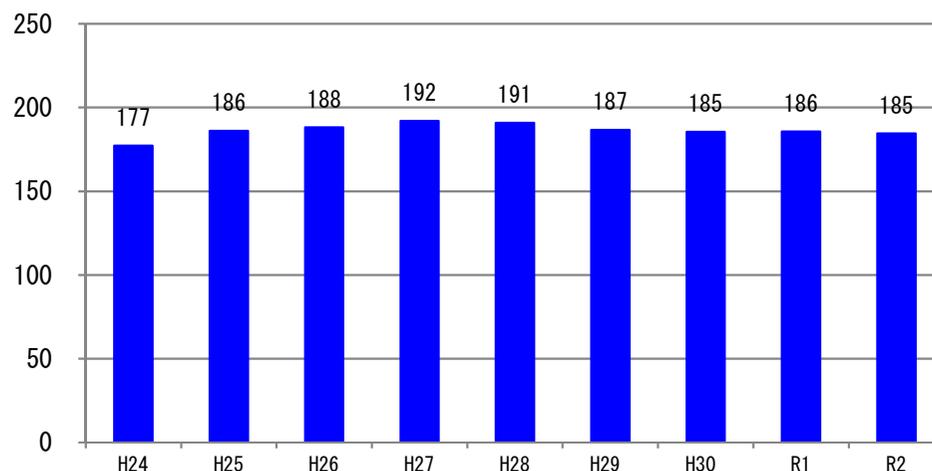
費用額の推移(百万円)



利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))



※出典:国保連データ

医療型障害児入所施設

○ サービス内容

- 障害児入所施設又は指定医療機関に入所等をする障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。

○ 主な人員配置

- 児童指導員及び保育士
 - ・ 主として自閉症児を入所させる施設 6.7:1以上
 - ・ 主として肢体不自由児を入所させる施設
乳児又は幼児 10:1以上 少年 20:1以上
 - ・ 児童指導員 1人以上
 - ・ 保育士 1人以上
- 児童発達支援管理責任者 1人以上

○ 報酬単価（令和3年4月～）

■ 基本報酬

- | | | |
|----------------------|-------|--|
| ■ 主として自閉症児を入所させる施設 | 352単位 | (有期有目的の支援を行う場合(入所日数に応じた単位を設定) 319～ 420単位) |
| ■ 主として肢体不自由児を入所させる施設 | 175単位 | (有期有目的の支援を行う場合(入所日数に応じた単位を設定) 160～ 206単位) |
| ■ 主として重症心身児を入所させる施設 | 914単位 | (有期有目的の支援を行う場合(入所日数に応じた単位を設定) 825～1,101単位) |

■ 主な加算

■ 自活訓練加算(337単位)

→ 自立に向けた訓練を実施した場合に加算。同一敷地外に借家等を借りて実施する場合は448単位を加算。入所中に360日を上限に実施。

■ 小規模グループケア加算(240単位)

→ 障害児に対して、小規模なグループによるケアを行った場合に加算。

■ 強度行動障害児特別支援加算(781単位)

→ 強度行動障害のある障害児に行動障害の軽減を目的として各種の指導・訓練を行った場合に加算(加算開始から90日以内の期間はさらに700単位を加算)

■ 保育職員配置加算(20単位)

→ 保育士又は児童指導員を人員配置基準以上に手厚く配置している場合に加算

■ ソーシャルワーカー配置加算(40単位)

→ 障害児入所施設への入所や退所(地域への移行、グループホームへの入居、療養介護の利用、障害者支援施設への入所等)に係る調整を専ら行うため、①社会福祉士又は②障害福祉サービス等に5年以上の従事経験がある者を配置した場合に加算

○ 事業所数

194 (国保連令和 3年 3月実績)

○ 利用者数

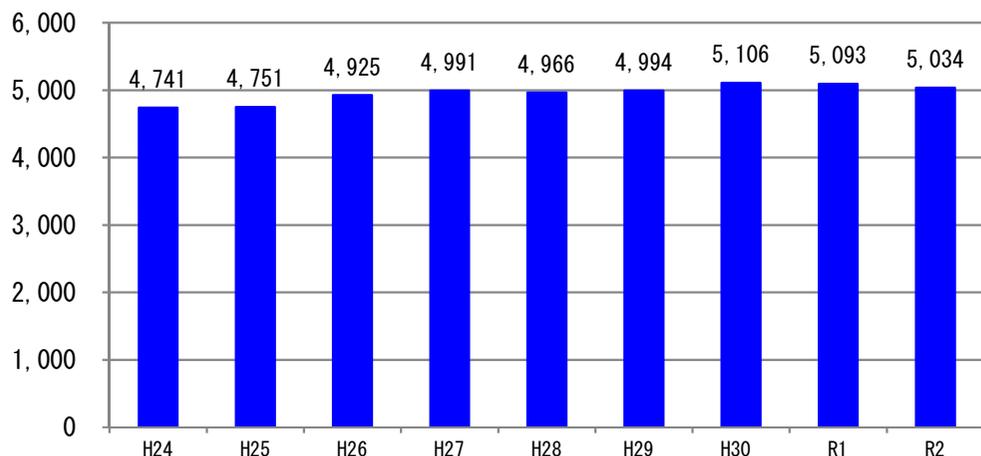
1,871 (国保連令和 3年 3月実績) 28

医療型障害児入所施設の現状

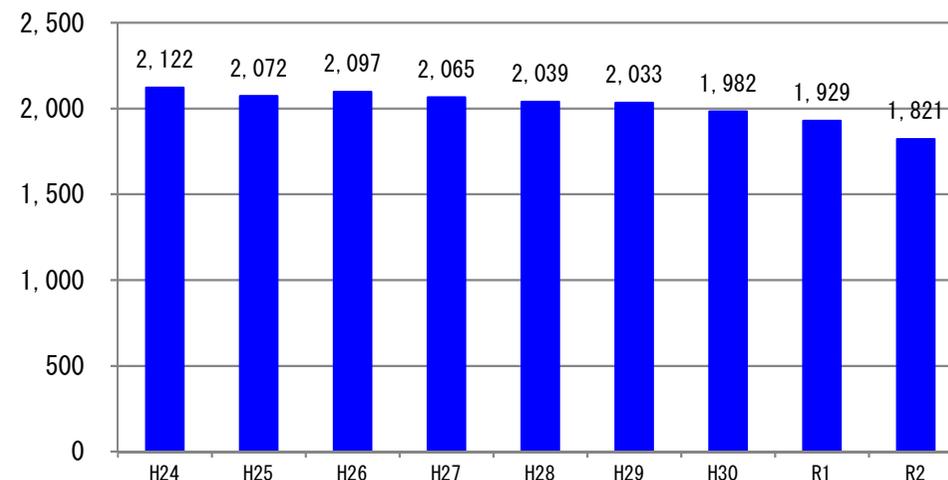
【医療型障害児入所施設の現状】

- 総費用額(令和2年度)は約50億円で、障害児支援全体の0.9%を占める。
- 若干の増減はあるが、総費用額及び請求施設数は微増傾向、利用児童数は微減傾向である。

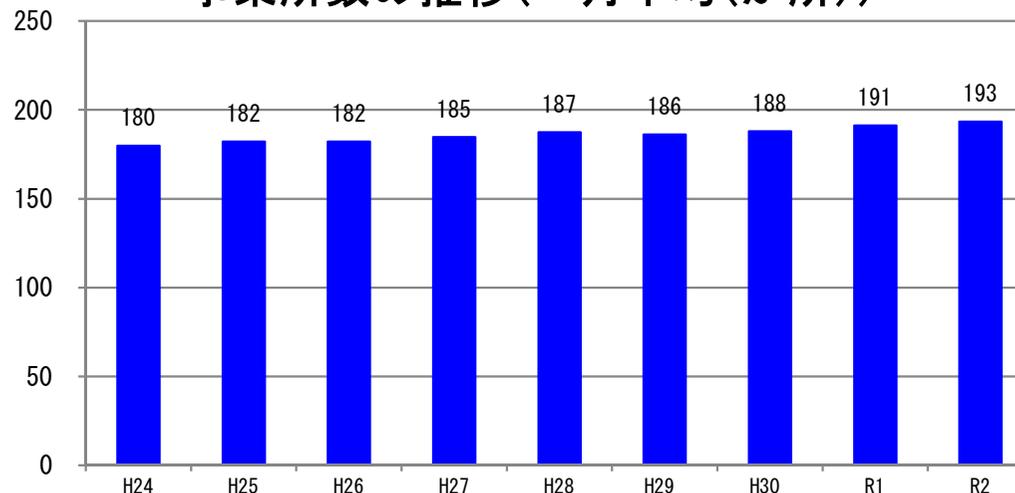
費用額の推移(百万円)



利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))

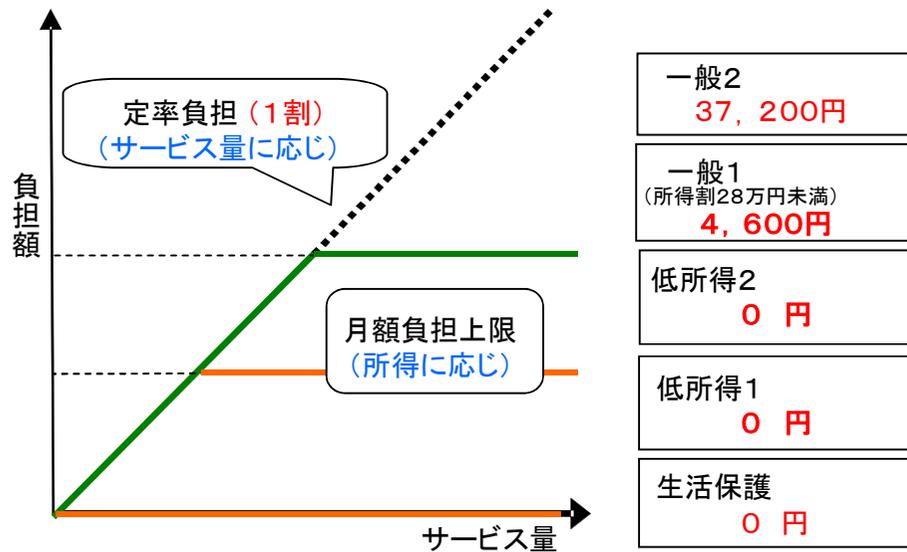


※出典:国保連データ

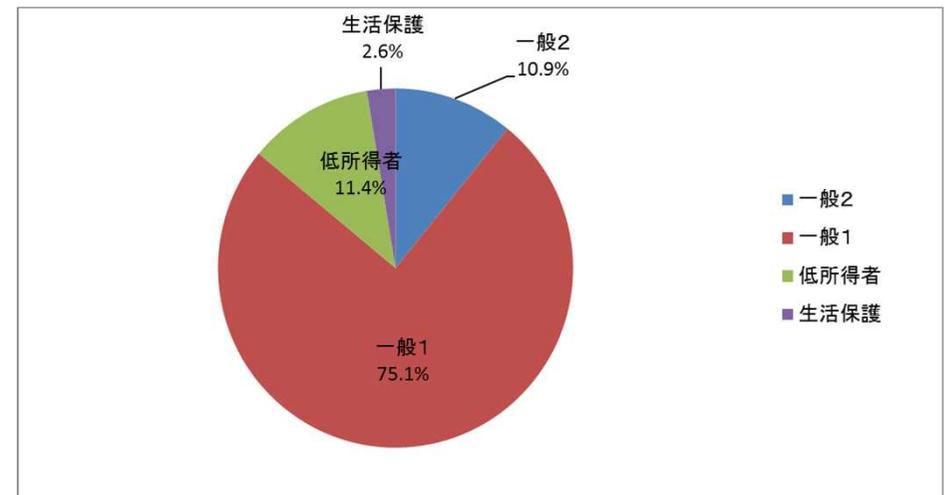
利用者負担の軽減措置について

(居宅・通所サービスの場合【障害児】)

- 障害児サービスの利用者負担については、保護者の負担能力に応じて、月額負担上限額を設定。
- 居宅・通所サービスの場合、利用者の約75%の負担上限額が月額4,600円に設定されている。



所得区分	令和3年3月				
	利用者数 (人)	所得区分毎の 割合	総費用額 (億円)	利用者負担額 (億円)	負担率
一般2	42,935	10.9%	46.9	3.3	7.04%
一般1	296,752	75.1%	375.0	8.2	2.18%
低所得者	45,066	11.4%	63.6	—	—
生活保護	10,238	2.6%	15.4	—	—
計(平均)	394,991	100.0%	500.8	11.5	2.29%

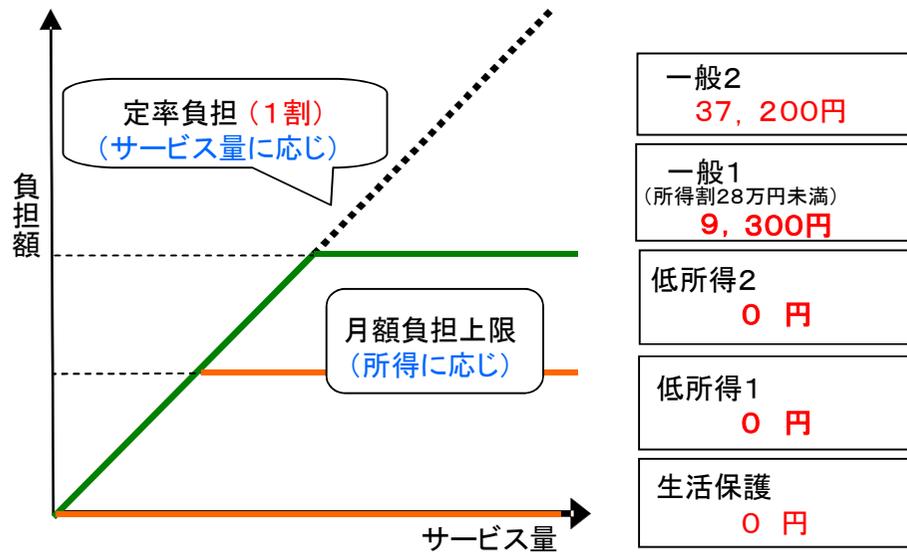


- (1) 一般:市町村民税課税世帯
- (2) 低所得2:市町村民税非課税世帯((3)を除く)
- (3) 低所得1:市町村民税非課税世帯であって、利用者本人(障害児の場合はその保護者)の年収が80万円以下の方
- (4) 生活保護:生活保護世帯

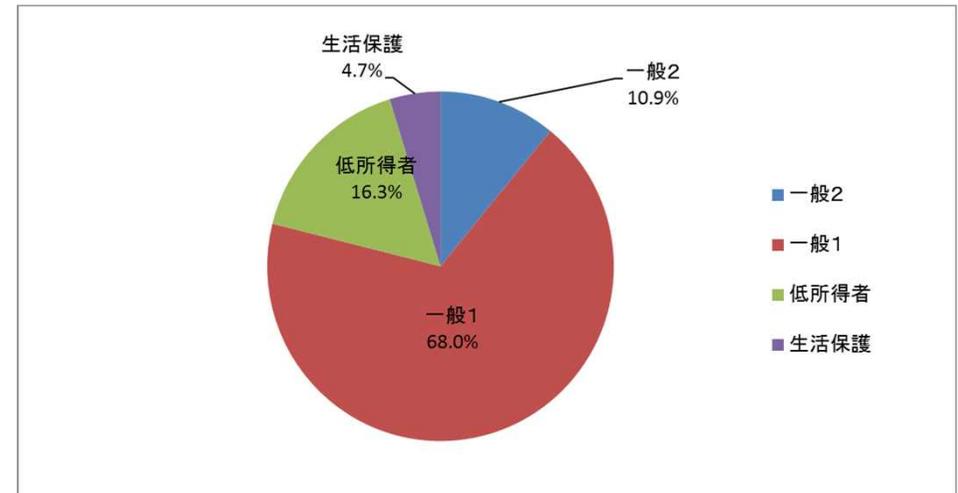
利用者負担の軽減措置について

(入所サービスの場合【障害児】)

- 障害児サービスの利用者負担については、保護者の負担能力に応じて、月額負担上限額を設定。
- 入所サービスの場合、利用者の約68%の負担上限額が月額9,300円に設定されている。



所得区分	令和3年3月				
	利用者数 (人)	所得区分毎の 割合	総費用額 (億円)	利用者負担額 (億円)	負担率
一般2	360	10.9%	1.0	0.1	8.76%
一般1	2,238	68.0%	5.9	0.2	2.98%
低所得者	538	16.3%	1.4	—	—
生活保護	156	4.7%	0.4	—	—
計(平均)	3,292	100.0%	8.7	0.3	2.98%



- (1) 一般: 市町村民税課税世帯
- (2) 低所得2: 市町村民税非課税世帯((3)を除く)
- (3) 低所得1: 市町村民税非課税世帯であって、利用者本人(障害児の場合はその保護者)の年収が80万円以下の方
- (4) 生活保護: 生活保護世帯